

議案第 5 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中補助機関の部ティームティーチング非常勤講師の項の次に次のよ
うに加える。

小中学校非常勤講師			2,870	37	2,100	12,500	2,100
-----------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

別表第 1 備考第 12 項中「非常勤講師」の次に「及び小中学校非常勤講師」
を加える。

別表第 4 職名の欄中「及び社会教育指導員」を「、社会教育指導員及び小中
学校非常勤講師」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。